

平成二十一年六月二十二日提出  
質問第五七八号

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

前回質問主意書で、世襲の定義に関する麻生太郎内閣総理大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五三四号)では「世襲という言葉は様々な意味で用いられており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、『その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつぐこと。(出典 広辞苑)』とされている。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、麻生内閣の閣僚の中で、世襲に該当する者は誰かと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『世襲に該当する者』の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。麻生内閣の閣僚の中で、前文の答弁にある定義通り、国会議員という地位、職業を嫡系の子孫として受け継いでいる者は誰か。再度質問する。

二 麻生総理として、総理自身は世襲に該当すると認識しているか。

三 麻生総理として、国会議員の世襲について、現在国民はどのような認識を有していると考えているか。政府としてではなく、麻生総理としての見解を示されたい。

右質問する。